

改正 平成26年4月1日

平成31年4月1日

2022年4月1日

2023年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、日本女子大学大学院学則第1条第2項に基づき、各研究科・専攻の人材の養成に関する目的、教育研究上の目的を定めたものである。

(家政学研究科)

第2条 家政学研究科は、家政学の各分野において基礎的な理論と高度の専門的な学識を修得し、今日的課題の解決手段を提案でき、実践的で総合的な判断力と主体的かつ創造的な研究能力のある、社会に大きく貢献する人材を養成することを目的とする。

2 児童学専攻は、児童学の心理、社会、教育、健康、文化それぞれの視点から理論と応用についての精深な学識と研究能力を養い、その専門的知識をもって社会における児童の健全な生育に寄与する人材を養成することを目的とする。

3 食物・栄養学専攻は、食物学及び栄養学分野において基礎から応用理論に至る高度な専門学識を培うとともに、同分野に関する優れた研究技術・能力、創造的な思考力・洞察力を身につけた人材を養成することを目的とする。

4 住居学専攻は、住まいや地域・都市の住環境を対象に、安心かつ快適な生活を行うための居住者の視点を重視し、高度な研究能力、創造的な思考・表現力を育成し、今日的課題に対して多角的・専門的に計画、提案、実践できる人材を養成することを目的とする。

5 被服学専攻は、衣服を通してすべての人々の快適で質の高い生活を追求するために、幅広い専門分野の基礎と応用理論を修得し、豊かな創造力と表現力、高い研究能力を身につけ、被服学の専門家として広い視野で社会に貢献できる人材を養成することを目的とする。

6 生活経済専攻は、広範で多様な生活問題を経済学の分析手法に家政学・政治学・経営学等の社会科学的な視点も含めて考察することにより、生活経済や生活公共の領域での新しい課題を設定し研究する高度な能力と学識を有する人材を養成することを目的とする。

(文学研究科)

第3条 文学研究科は、科学的批判精神と洞察力をもって、人間精神の生み出した文化の諸相—文学・言語・歴史—を、主として言語資料を通して、普遍と個別の面から追求していくことを目指し、広く豊かな学識を培い社会に貢献することのできる人材を養成することを目的とする。

2 日本文学専攻は、日本文学・日本語学及び関連諸学について、高度の学識を培い、その本質を究明するとともに、日本文化の継承発展に貢献すべく、専門的な知識を修得し、専攻分野の解明に努めることで、高い学識を備えた人材を養成することを目的とする。

3 英文学専攻は、イギリス文学研究、イギリス文化研究、アメリカ文学研究、アメリカ研究、言語・英語研究並びに関連分野にわたって広範囲な学識を培うとともに、各自の専攻分野において高度な研究・教育を行う人材を養成することを目的とする。

4 史学専攻は、日本史・東洋史・西洋史の各分野において、研究分野の拡大、研究方法の高度化・多様化に対応した史料読解・利用能力を持ち、世界史的視野から各分野相互の比較史的究明を行う

ことのできる人材を養成することを目的とする。

(人間生活学研究科)

第4条 人間生活学研究科は、各専攻における基礎となる専門分野の究明はもとより、常に変貌する社会情勢や環境を直視しながら諸現象を広範囲かつ学際的研究手法によって総合的に解明する、創造力、応用力豊かな人材を養成することを目的とする。

2 人間発達学専攻は、人間の成長発達段階における課題を探索し、一方、人間の身体形成、発育に影響することを究明し、健康の保持増進のあり方を追求することにより、広く社会に貢献することのできる人材を養成することを目的とする。

3 生活環境学専攻は、衣食住及び生活経済の最新の成果を学び、生活環境を歴史的、造形的、社会科学的側面から考察し、現代社会の抱える複雑な課題の究明にも挑戦的に取り組むことのできる、広い視野と高い分析力を身につけた人材を養成することを目的とする。

(人間社会研究科)

第5条 人間社会研究科は、学際的教育研究を通じて、常に変貌しつつある人間社会に関する学問及び実践的活動を探究し、研究者あるいは高度な専門的实践者として活躍し、よって人々の幸福と社会の発展に貢献できる人材を養成することを目的とする。

2 社会福祉学専攻は、ますます多様化、複雑化する現代社会における社会福祉・ソーシャルワークの課題解決のため、国際的視野に立った理論研究とともに、政策形成や援助実践の理論と方法を探究し、高度な調査研究と実践能力をもった人材を養成することを目的とする。

3 教育学専攻は、幅広い教育と学習に関する理論的・実証的な研究能力を育て、学校教育、社会教育、家庭教育における高度な専門能力を備えた実践家を養成する。更に、社会人のキャリア教育も重視し、生涯学習社会推進に貢献する人材を養成することを目的とする。

4 現代社会論専攻は、グローバル化の世界を把握し激動する現代社会を研究するために地球規模の社会に注目する視点とともに、日常生活や地域に注目する複眼的な視点をもって現代社会の抱える問題を解決する能力をもった人材を養成することを目的とする。

5 心理学専攻は、人間の心理に関する真理及び現代的課題の解明と解決を目指し、人類の文化に貢献できるような、高度な理論的・実証的研究能力を有する研究者、及び優れた心理臨床実践能力を有する人材を養成することを目的とする。

6 相関文化論専攻は、多様な異文化に目を開き、諸地域・諸分野間の文化の関係性を、その歴史性とともに考察できる豊かな教養と着実な研究能力を身につけるとともに、新たな文化価値を生み出す独創性を備えた人材を養成することを目的とする。

(理学研究科)

第6条 理学研究科は、諸分野の総合化、広域化などが急速に進みつつある理学の研究に応えるべく、研究を通じて理学研究者としての能力の開発を行うとともに、広範で高度な教養をもった高度専門的職業人、研究者として活躍できる人材を養成することを目的とする。

2 数理・物性構造科学専攻は、数学、物理、及び数学・物理に関係する情報の分野において、女性科学者・女性技術者として活躍するための専門性を深め、更に理論と実験のそれぞれの面から研究・開発を推進できる能力をもつ人材を養成することを目的とする。

3 物質・生物機能科学専攻は、物質科学及び生物科学が対象とする広範な教育研究分野の中で、機能という共通の断面で物質科学・生物科学をとらえ、無機物質、有機物質、細胞、個体などの機能

を広範囲にわたり探求していくことのできる人材を養成することを目的とする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、大学執行部会議の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (人間発達学専攻の文言見直しに伴う変更)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (通信教育課程家政学専攻の文言見直しに伴う変更)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (教学マネジメント組織の変更に伴う改正)

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則 (通信教育課程家政学専攻の廃止等に伴う改正)

この規程は、2023年4月1日から施行する。